

# ドローン国家資格化 に関するインタビュー記事

取材 / 文：下戸 優輔

# ドローンの国家ライセンス制度

2022年12月5日施行

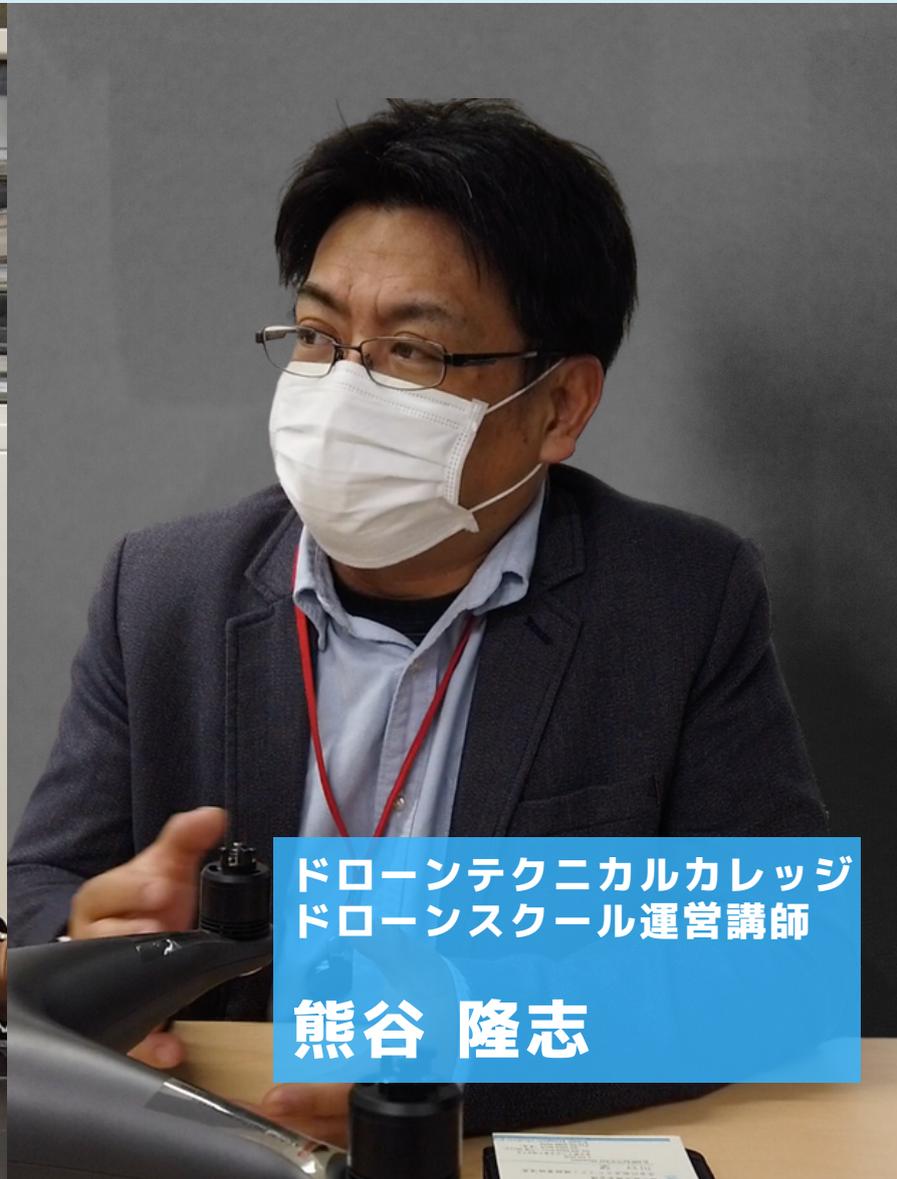


# 対談者



国土交通省航空局安全部無人  
航空機安全課

川口 望



ドローンテクニカルカレッジ  
ドローンスクール運営講師

熊谷 隆志



APEX株式会社  
代表取締役

下戸 優輔



ドローンの国家資格制度  
とは



なぜライセンスが必要なの  
か



今後の展望について



ドローンの活用が広がるライセンス制度について

# ドローンのライセンス制度について



日本のモビリティ社会における  
ドローンライセンスの位置付けとは

国土交通省航空局安全部

無人航空機安全課

川口 望

KAWAGUCHI NOZOMI



## 将来的に実現が見込まれる都市部での レベル4飛行のイメージ

2021年3月に「航空法改正案」が閣議決定され、2022年12月を目途にドローンのライセンス制度を導入する運びとなります。

ドローンライセンス制度は一等ライセンスと二等ライセンスの2種類からなる制度となっております。

一等ライセンスがレベル4飛行（有人地帯における補助者なしの目視外飛行）のためのライセンス、二等ライセンスは特定の飛ばし方や現状のレベル1（目視内での操縦飛行）からレベル3（無人地帯での上空を補助者無しで目視外飛行）での飛行をさせることが可能なライセンスになります。

これまでの民間資格としてのドローン資格に新たに国家資格制度を設けることで、現行は飛行不可である「有人地帯（第三者上空）での補助者なし目視外飛行（レベル4飛行）」を飛行させることもできるようになります。

レベル4飛行については、飛行させる際に許可・承認が必要になります。いきなり都心部を飛行させるといった事ではなく、まずは離島など人の少ない地域から試験的に始まり、段階的に都心部での飛行を可能にしていくようなイメージになります。



## ライセンス制度がなぜ必要になるのか



まず前提として、今ある運用は継続されます。  
2022年12月5日からは、今ある制度に上乗せされるかたちでドローンのライセンス制度がスタートします。  
包括申請を提出し、許可・承認を受ければ、今まで通りに業務としての使用は可能です。  
一等ライセンスは取得したら、レベル4飛行に係る飛行の許可・承認を得ることで、今まで飛ばせなかったところが飛ばせるようになります。  
これまでの制度を活かして新たに国家ライセンス制度を設けています。  
今まで以上に空の安全を確保したドローンの運用を促すとともに、新たな領域におけるドローン技術の社会実装が期待されています。  
実際にドローンの申請件数は右肩上がりで増え続けています。  
今後は空飛ぶクルマといった次世代空モビリティの登場など、空の運用の安全管理がこれまで以上に求められています。

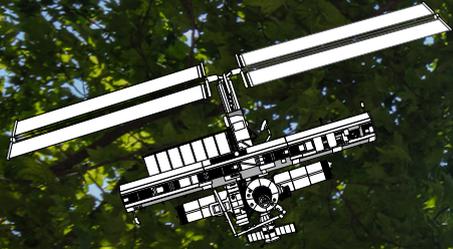


# 有人地域で飛行をする際の今後の課題



## ハードウェア

レベル4エリアの飛行が解除されることで今後は更に新しい様々な機体が増えてくることが予想されます。



## 位置推定

ドローンを安全に制御するためにはGNSSによる位置推定や制御が不可欠です。

# ドローンを活用した新たなサービス

- ・ 物流
- ・ 警備
- ・ 運航管理システム（UTM）

レベル4での物流サービスや飛行するドローンを管理するためのシステムの需要が高まります。



## ドローン免許制度について

一等と二等の2種類のライセンスがあります  
どちらも取得までには下記のステップが必要です

登録講習機関で学科講習の受講

指定試験機関における学科試験の合格

登録講習機関で実地講習を受講

登録講習機関で修了審査（実地）に合格



1等を取得していれば2等のライセンス取得は不要ですが、難易度は高いため2等取得から段階を追ってのライセンス取得を推奨しています。

## 機体認証制度について

第一種と第二種の2種類に分かれる  
メーカーが型式認証、使用者が機体認証を取得する

認証基準についての基準は一律となっているため、  
特定のメーカーは使用できないなどの決まりはありません。



ドローン民間資格保持者の優遇措置として最低講習時間の減免があり新たに始まる登録講習機関におけるライセンスの講習には、初学者コースと経験者コースに分かれているものもあります。ライセンスや機体認証制度についての最新情報は国土交通省HPに記載がありますので、そちらをよくご確認くださいませますようお願いいたします。

国土交通省航空安全ページ

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)